

## 山口県土地家屋調査士会「境界問題相談センターやまぐち」事前相談規程

### (目的)

第1条 この規程は、「境界問題相談センターやまぐち」(以下「センター」という。)を利用したい趣旨で電話又は来訪してきた者(以下「相談者」という。)に対して行う事前相談及びその運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 事前相談とは、山口県土地家屋調査士会(以下「本会」という。)の会員である土地家屋調査士(以下「調査士」という。)が、相談者と対面で相談の趣旨を聴取して行う相談をいい、センターで実施される手続の概要について説明するものとする。

### (事前相談員候補者)

第3条 本会は、調査士のうちから、事前相談を担当する者の候補者を選任する。

2 前項の候補者の選任は、本会が行う所定の研修を修了した者のうちから運営委員会の意見を聴いて本会の会長が任命する。

3 センター長は、事前相談員候補者名簿(以下「候補者名簿」という。)を作成し、センターに備える。

4 センター規則第6条第1号及び第3号の規定は、事前相談員候補者の欠格事由について準用する。

### (事前相談員候補者の任期)

第4条 事前相談員候補者の任期は、候補者名簿に登載したときから2年とし、再任を妨げない。ただし、センター規則第11条の規定により選任された調停員候補者等の任期の残存期間と同一とする。

### (事前相談員候補者の退任)

第5条 センター規則第6条第1号及び第3号並びに第10条の規定は、事前相談員候補者の退任について準用する。

2 センター長は、前項の規定により事前相談員候補者が退任したときは、候補者名簿からその氏名を削除しなければならない。

### (事前相談員の選任又は紹介)

第6条 センター長は、候補者名簿のうちから事前相談員を選任する。

### (事前相談における説明事項)

第7条 事前相談員は、相談者がセンターの相談または調停の利用を希望するときは、別に定

める書面を交付し、各々の手続きに必要な事項を説明しなければならない。

(事前相談の報告)

第8条 事前相談員は、事前相談終了後、事前相談調書を作成し、センターに報告しなければならない。

(事前相談費用)

第9条 相談者が本センターの事前相談を利用する費用は、無料とする。

(事前相談員の報酬)

第10条 事前相談員に支払う日当は、センター指定の県内3ヶ所で行う事前相談に限り、1時間3,000円とする。

第10条の2 事前相談員に支払う日当は、本規程で規定する額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税に相当する額を加算した金額とする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、運営委員会の意見を聴いて、本会の理事会の決議による。

附則

- 1 この規程は、平成20年1月10日から施行する。
- 2 この規程の変更は、平成23年4月21日から施行する。
- 3 この規程の変更は、平成26年11月11日から施行する。
- 4 この規程の変更は、平成27年4月22日から施行する。